# 檄文

●労働者が労働組合を組織し、或は労働組合に加入することは、恰かも人間が家屋に住い衣服を纏ふと同じである。

●労働者は労働組合と組合の力を働かすこと即ち労働運動によつてのみ利福の増進と地位と向上を[illegible]かることができる。

●労働者が労働組合を組織すること（労働者の團結）は世界の文明國が公認して居ることであつて日本の政府も亦許して居るのである。

●若し諸君が組合に加入することを妨げるやうな工場主や資本家があつたならば、その雇主はどこまでも諸君を動物扱いにして飽くまでも諸君の膏血をしぼる奴である。

●労働者が人間らしい生活をするがために、考へたり、研[illegible]したり、同僚が助け合ふたりすることを妨げるやうな雇主は吾々労働者階級の敵である。

●諸君は斯の如き輩の甘言に乗つてはならない諸君は斯の如き輩の暴言を斥けて速に團結せよ。

大正九年六月

# 日本労友會

## 第二回盟休事件判決

| 刑 | 氏名 | 刑 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 懲役一年六月 | 蔵原鉱三郎 | 懲役六月（三年間猶予） | 加来武男 |
| 仝 | 井上伊三郎 | 仝 控訴 | 井上留彌 |
| 懲役一年 | 斉藤勇雄 | 仝 | 栗田豊吉 |
| 仝（三年間執行猶予） | 森本光一 | 仝（三年間執行猶予） | 井上英男 |
| 仝 十月 | 森安国平 | 仝 | 太野芳吉 |
| 仝 | 河野倉吉 | 仝 控訴 | 原田王次郎 |
| 仝 八月 | 加藤義男 | 仝（三年間執行猶予） | 小川藏雄 |
| 仝 六月 | 中本文江 | 仝（三年間執行猶予） | 大野信太 |
| 仝 控訴 | 大龍勇 | 仝 控訴 | 矢野輝正 |